

(一財)兵庫県警察協会からのお願い

### 収入証紙の郵送についての留意事項

収入証紙の送付用切手の金額不足等で送付出来ない場合には、電話により連絡をさせていただきます。

兵庫県収入証紙購入申込書には、昼間帯に連絡がとれる電話番号(携帯電話等)を必ず記載して下さい。

郵送には、送付用封筒(宛名記載)、送付用切手(簡易書留分{証紙額面5万円までの申込み}若しくは一般書留分{証紙額面5万円を超える申込み})が必要です。

※ 送付に必要な切手代金は、郵便局で確認して下さい。

送付用切手が不足の場合は、以下の手続により対応させていただきます。

- ・ 切手の不足を確認次第、直ちに電話連絡させていただきます。  
ご不在の場合、留守番電話にメッセージをお伝えしますので、折返しの電話をお願いします。
- ・ 収入証紙は、申込者より不足分の郵便切手が到着次第、発送いたします。
- ・ 料金不足等の連絡後、申込者より折返し電話連絡がない場合には、概ね10日をめどとして、収入証紙申込代金を返金させていただきます。  
返金に際しては、返送に必要な費用(現金書留封筒代、郵送料)をご負担いただきます。(返金額より差引いて返送します。)

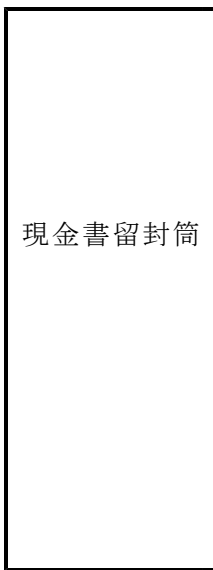
◎ 郵送申込み後、1週間以上経過しても収入証紙が届かない場合

申込書が当会に到着すれば、翌営業日以降に発送しております。

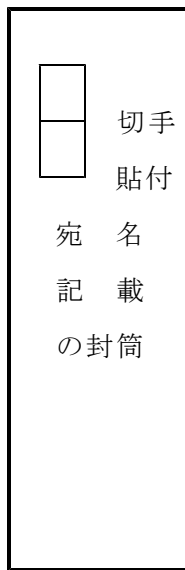
申込書の送付から1週間以上経過しても収入証紙がお手元に届かない場合は、料金不足他何らかの理由により送付出来ない状態にありますので、お手数ですが電話で確認していただきますようお願いいたします。

連絡先 (一財)兵庫県警察協会 電話 078-351-7834

執務時間は午前9時から午後5時です。



の中に、



(額面5万円までは、普通郵便料金+簡易書留料金)

(額面5万円を超える場合は、普通郵便料金+一般書留料金)

と、申込書及び収入証紙代金を入れて送って下さい。